第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関すること。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とする。

第三章中第二十三条を第二十四条とし、第十七条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げ、第十六条の次に次の一条を加える。

（サイバーセキュリティ協議会）

第十七条　第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（次項において「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2　本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　国の関係行政機関の長（本部長等を除く。）

二　地方公共団体又はその組織する団体

三　重要社会基盤事業者又はその組織する団体

四　サイバー関連事業者又はその組織する団体

五　大学その他の教育研究機関又はその組織する団体

六　その他本部長等が必要と認める者

3　協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

4　協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5　協議会の庶務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

6　前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

2　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）」に改める。

（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正）

3　高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業大臣　世耕　弘成

水道法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十二号

水道法の一部を改正する法律

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二　広域的水道整備計画（第五条の二）」を「第二章　水道の基盤の強化（第五条の二―第五条の四）」に、「第二章」を「第三章」に、「第三章」を「第四章」に、「第四章　専用水道」を「第五章　専用水道」に、「第四十条」を「第三十九条の二」に、「第七章」を「第九章」に改める。

第一条中「を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成する」を「の基盤を強化する」に改める。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二　国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2　都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等（水道事業者等の間の連携及び二以上の水道事業又は水道用水供給事業の一体的な経営をいう。以下同じ。）の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

3　市町村は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

4　水道事業者等は、その経営する事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。

第五十三条第四号中「第十五条第二項」の下に「（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第十号中「第一項」の下に「（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号を同条第十一号とし、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　第二十四条の七第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第五十五条第二号中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改め、同条第三号中「第四十条第八項」の下に「（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第七章を第九章とする。

第六章中第四十条の前に次の一条を加える。

（災害その他非常の場合における連携及び協力の確保）

第三十九条の二　国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。